

議事日程(第5号)

令和3年12月14日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第68号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第2 議案第69号 高鍋町公園条例の一部改正について
- 日程第3 議案第70号 高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 日程第4 議案第71号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第67号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第72号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第73号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第74号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第75号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第76号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第13 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第14 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第68号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第2 議案第69号 高鍋町公園条例の一部改正について
- 日程第3 議案第70号 高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 日程第4 議案第71号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第67号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第72号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第73号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第74号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第75号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第76号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議員派遣の件

日程第12 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第13 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第14 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1番	田中	義基君	2番	永友	良和君
3番	八代	輝幸君	5番	松岡	信博君
6番	青木	善明君	7番	黒木	博行君
8番	黒木	正建君	10番	古川	誠君
11番	中村	末子君	12番	春成	勇君
13番	日高	正則君	14番	杉尾	浩一君
15番	後藤	正弘君	16番	緒方	直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	徳永	恵子君	事務局長補佐	岩佐	康司君
議事調査係長	橋本	由香君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木	敏之君	副町長	稲井	義人君
教育長	島埜内	遵君	代表監査委員	森	弘道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長				野中	康弘君
財政経営課長	飯干	雄司君	建設管理課長	長友	和也君
農業政策課長	渡部	忠士君	農業委員会事務局長	杉	英樹君
地域政策課長	日高	茂利君			
会計管理者兼会計課長				鳥井	和昭君
町民生活課長	鳥取	和弘君	健康保険課長	川野	和成君
福祉課長	杉田	将也君	税務課長	宮越	信義君
上下水道課長	吉田	聖彦君	教育総務課長	横山	英二君
社会教育課長	山下	美穂君			

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第68号

日程第2. 議案第69号

日程第3. 議案第70号

日程第4. 議案第71号

○議長（緒方 直樹） 日程第1、議案第68号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第4、議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）まで、以上4件を議題といたします。

本4件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 14番。おはようございます。総務厚生常任委員会委員長の杉尾です。御報告いたします。

令和3年第4回高鍋町議会定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第68号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第70号高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について、議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）中、関係部分の3件です。

審査は、12月9日、12月10日の2日間、第3会議室において委員7名全員出席、担当課長ほか職員、要点筆記の事務局職員1名参加のもとに行い、12月13日に調査、まとめを行いました。

説明資料を基に詳細説明を受け、委員より多くの質疑がありましたが、一部の報告となりますことを御了承ください。審査の経過及び結果の報告は、議案順に行います。

議案第68号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

福祉課より令和3年10月、会計検査院により放課後児童支援員等の数は、支援単位ごとに2人以上とすること、開所時間は、平日3時間以上、休日8時間以上とすることという補助基準を満たさず、交付金が過大に算定されていると指摘を受けた。

現状では、6事業所に7支援単位の事業運営を委託し実施しているが、クラブのニーズが高く、毎年定員265名を上回る児童を登録しているため、運営事業者においては、支援員、補助員の確保、配置に苦慮している状況が続くため、クラブの利用ニーズに応え、事業を継続していくために、今回配置基準について、国の子ども・子育て支援交付金要綱に準じて条例の一部改正を行うと説明があり、委員より、支援員、補助員は確保できているのかの質疑に、支援員23名、補助員29名、計52名であり、十分とは言えず、現場で保育士として働いている者が支援員も兼務するなど大変苦勞されているようなので、安

定的に運営するための人員確保を必要としているところには町も支援していきたいと答弁があり、委員より、クラブの存在意義や認識を利用者も含めて広く理解していただくことが必要との意見もありました。

まとめに入り、支援員の数が少ないなどの課題を解消すべく、今後は子どもたちが公平公正にすくすくと育っていける環境づくりに十分な予算の配置や支援をし、国に対して要望すべきと賛成討論がありました。

討論を終了し採決に移り、議案第68号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきと決しました。

議案第70号高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について。

財政経営課より、いわゆる企業版ふるさと納税を受けて、国の認定を受けた地域再生計画、高鍋町まち・ひと・しごと創生推進事業を実施するに当たり、寄附金を基金に積み、令和6年度にかけて事業を行うための基金条例の制定を行うものと説明があり、委員より、この基金は何にでも使えるのかの質疑に、これは株式会社サードウェーブ様より頂いた企業版ふるさと納税であり、内閣府の認定を受けた計画の事業を行うものであって、他の事業には使えないものとの答弁がありました。もし、企業版ふるさと納税で基金を活用して他の事業を行う場合には、内閣府の認定をその都度受けることになるかと答弁がありました。

まとめに入り、条例の中身が分かりづらいが、とても大事な条例の制定であると賛成討論がありました。

討論を終了し、採決に移り、議案第70号高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定については、賛成全員で原案のとおり可決すべきと決しました。

議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）中、関係部分について。

まず、財政経営課から、株式会社サードウェーブ様より受けた企業版ふるさと納税のまち・ひと・しごと創生寄附金や各種基金繰入金の増減、まち・ひと・しごと創生寄附金の一部積立て、事業の確定、中止、新規実施に伴う地方債の増減、繰越明許費の設定、債務負担行為補正、地方債補正の説明があり、委員より、公共施設整備基金繰入金の補正後の残高は幾らかの質疑に、6億1,215万3,000円と答弁があり、わかば保育園大規模改修事業の総額は幾らかの質疑には、1億8,500万円程度と答弁がありました。

次に、町民生活課では、マイナンバーカード関連事務が大幅に増大したことによる午後7時までの延長窓口業務等の時間外勤務手当の増、町指定ごみ袋が在庫不足を生じる可能性があることによる製造委託、高鍋町一般廃棄物最終処分場の活性炭吸着塔ポンプの修繕料、追加の債務負担行為等の説明があり、委員より、窓口受付はどれぐらいの人数が増えているのかの質疑に、一番多いときでは、1日当たり60人以上に対応したとの答弁があり、また、ポンプの耐用年数はどれぐらいかの質疑には、一般的には5年から6年だが、10年以上は使用していると答弁がありました。

次に、総務課です。職員の年度中転居に伴う住居手当の申請による予算不足額補正、高

鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金、防犯灯設置等手数料、消防団第2部車載無線機の故障による新規購入予算の計上等の説明があり、委員より、防犯灯は電球が切れるたびに交換するのかの質疑に、計画的にLED化を進め、計画的に換えていき、また公民館からの要望も含めて対応するとの答弁がありました。

地域政策課です。求人サイト「みちはた」3月分のパソコンリース料や、高鍋町定時路線バス事業者支援金の経費計上の説明があり、委員より、3定時路線バスについて、発着、終着が高鍋以外のところは、その地区で支援するものではないのかの質疑に、本町を通過する部分を算定基礎として県から100%の補助を受けて支援するものと答弁がありました。また、定額分、定量分を合わせた算定となると補足がありました。

健康保険課です。新型コロナウイルスワクチン接種状況の説明やワクチン追加接種のための周知用広報、接種券付予診票作成等の費用、接種委託料、コールセンター業務委託料等の説明があり、医療関係者は、12月から1月、2月までに接種、高齢者は2月中旬から集団接種を行うと説明があり、委員より、2回目の接種時期が判明しているから、コールセンターではなく、役場内で対応できるのではないかの質疑に、3回目接種は事前に、高齢者には集団接種を町指定の日にするか、自分で日時を予約するか、他の医療機関でするか、予約もコールセンターでするか、ウェブでするか選択してもらう意向調査を一月ごとに行い、コールセンターに集中しないよう配慮するとの答弁がありました。

福祉課です。老人福祉館に非接触式検知器サーモマネージャの設置費、にしん保育園、なでしこ保育園、一真持田保育園に子どもの安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入補助、わかば保育園の大規模改修工事に伴う調査業務委託料、実施設計業務委託の完了で工事予定価格が確定したため、不足分補正を行う等の説明があり、委員より、わかば保育園の大規模改修の追加工事費が高額過ぎるとの質疑に、昨年度実施設計業務委託した業者の仕事が中途半端なままで終わり、本年度違う業者に委託し直し完了した。スムーズに進んでいけば当初予算額が大きかったとの答弁がありました。

議会事務局です。債務負担行為では会議録編集業務委託、補正では職員の時間外勤務手当の増額、監査書記の職員の時間外勤務手当の増額がありました。

まとめに入り、わかば保育園大規模改修工事について、今回の増額の補正も含めて業務委託、工事発注等、その都度の補正はあり得ないなどの反対討論がありました。

討論を終了し採決に移り、議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）中、関係部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきと決しました。

以上、総務厚生常任委員会報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第68号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。

次に、議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 10番。令和3年第4回定例会におきまして文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第69号高鍋町公園条例の一部改正について、議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）中の関係部分についての2件です。

審査は、12月9日から12月13日のうちの3日間、第1会議室において委員7名全員出席、担当課長はじめ、職員、要点筆記事務局2名参加のもと行いました。

また、12月13日10時より、議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）中、関係部分についての上永谷の土場及び大谷地区の災害現場の現地調査を行いました。

なお、説明資料を基に詳細説明を受け、委員より質疑が数多くありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、審査の経過及び結果の報告について議案順に行います。

まず、議案第69号高鍋町公園条例の一部改正についてです。

本条例の改正について、建設管理課分、蚊口海浜公園に関しましては、近年のキャンプブームにより利用が年間を通して増加しており、適切な公園の管理を行うため、キャンプ使用に係る条項の追加、使用料の徴収、また将来、キャンプ利用が継続し、適切な管理運営を行う必要が生じることを考慮し、指定管理者制度の導入ができるよう条文を追加するものと説明を受け、質疑に入りました。

質疑に入り、委員から、蚊口海浜公園のキャンプ利用に関して車両の乗り入れが可能となるとの説明だが、詳しく説明をとの質疑に、バイク、車の乗り入れを想定、今後遊具の利用者とキャンプ利用者のすみ分けを行うための整備を行った後に車両の乗り入れの許可を行う予定だとの答弁でした。

次に、委員から、今後の指定管理者の導入の予定はとの質疑に、4月1日の条例施行後から料金を徴収することになるが、料金の収集方法に関しては3月までに検討を行い、職員でやるか、指定管理者でやるのかを検討していくとの答弁でした。

次に、委員から、指定管理者で管理を行うのであれば、管理だけにととまらず、民間の資金を活用して管理者が、例えばグランピングなどの施設をつくる構想なども考えられるが、そういうことも可能なのかとの質疑に、都市公園の目的から外れない範疇であれば、町長の許可で行うことは可能であるとの答弁でした。

また、指定管理を導入したことで経費が余計にかかってしまうことはないのかとの質疑には、キャンプ場利用料金の徴収だけでなく、芝の管理、トイレの管理などの委託も含め、指定管理を導入することで公園の維持管理費が軽減できると確定ができてから指定管理者公募に動きたいと考えているとの答弁でした。

次に、社会教育課より関係部分について、今回の改正は、小丸河畔運動公園屋内多目的広場に配置しているピッチングマシンについて、使用料の設定を行うものと説明。質疑に入り、委員から、ピッチングマシンの部品の交換の頻度はどれくらいかとの質疑に、ホイールに関しては、二、三年に1回の交換になるが、近年は2年に1回の交換を行っているとの答弁でした。

以上、質疑は終了し討論を求めましたが、討論はなく、議案第69号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）中の関係部分についてです。

まず、建設管理課ですが、歳入について、寄附金の500万円は高鍋信用金庫より道路整備費用としての指定寄附金です。

次に、歳出について。

まず、産業廃棄物処理委託は、災害時の倒木処理や施設の維持管理により発生した上永谷の土場に集積している木枝等を廃棄物処理として処分するもの。道路しゅんせつ工事は、天神鶴・茂広毛平付線ほか2路線、しんきん通りの街路樹の整備は、高鍋信用金庫からメガネの明視堂前交差点までの街路樹の植え替え。また現在植栽している街路樹をイチョウからヤマボウシに変更し、植栽本数も半分程度に減らしていく予定で、城堀緑地のかさ上げ工事は、城堀公園内の高鍋農業高校武道場南側の城堀堤の高さが低く、大雨時に水が越流し、付近の道路が冠水し通行止めとなることが多く、その箇所のでかさ上げを行い、越流防止の対策を行うものとの説明を受け、質疑に入り、委員から、永谷土場の廃棄物は何トンあるのかとの質疑に、毎年災害の状況により変わるが、近年の実績は4トントラック71台分、162トンの搬出をしているとの答弁でした。

次に、委員から、お堀のかさ上げはどれぐらい行うのか、また景観に関してはどう考えているのかとの質疑に、工事区間は70メートル、ほかより50センチほど低いことから道路が冠水する状況なので、道路に越流しない高さまでかさ上げ工事を行う。景観に関しては、工事後、最初はコンクリートに見えるが、時間がたてば草が生えるタイプの素材を使用して配慮するとの答弁でした。

次に、委員から、しんきん通りのイチョウの木の再利用は考えていないのかとの質疑に、

産業廃棄物として処理するとかかなりの予算がかかるし、40年、50年親しまれてきた街路樹なので、幹の部分はまな板や箸などへ加工して有効利用ができないか考えているとの答弁でした。

次に、地域政策課、商工観光係関係です。

まず、海水浴場周辺整備工事は、蚊口浜サーフポイントから海水浴場方面に抜ける海岸沿いの道路を舗装するもので、蚊口海浜公園周辺とサーフポイントへのアクセスや安全性の向上を図り、周辺施設等への来訪者増加につなげることを目的として整備するものと説明。スポーツ合宿補助金は、2月以降に予定されている春季スポーツキャンプの状況をもとに不足が見込まれる額を計上するもので、今年度は現時点で社会人1チームをはじめ、大学3団体、高等学校1団体の合計5団体の合宿が予定されているとの説明を受け、質疑に入り、委員から、海水浴場周辺整備工事における舗装工事の区間はどの質疑に、工事区間全長は180メートル、幅員3メートルで計画しているとの答弁でした。

また、計画がなぜ今になったのかとの質疑には、今年度であればモデル地区として県の人口減少対策に関する補助金の活用が可能になることからの事業実施とのことでした。

次に、委員から、今年度の春季キャンプ合宿を行うチームはどの質疑に、東海学院大学硬式野球部、社会人チームエイジェック硬式野球部、桐蔭横浜大学硬式野球部、札幌大谷大学硬式野球部、札幌第一高校硬式野球部の5団体であるとの答弁でした。

次に、農業政策課です。

まず、農村整備係関係ですが、農産物加工施設のエアコンのファンモーターと基盤の修繕、大谷地区農業用排水路復旧工事設計業務委託は、大谷地区の農業用排水路については、一ツ瀬川土地改良区事業において整備されたものですが、昨年、一昨年の大雨で崩壊、農地からの排水が大量の土砂とともに町道に流出し、住宅地に流れ込んだという事象が発生したことによる排水路整備の測量設計を行うもので、事業にかかる費用の35%は、一ツ瀬川土地改良区からの分担金であると説明。

また、農業後継者親元就農支援事業補助金、経営継承・発展等支援事業補助金の対象者は、それぞれ1名ずつで、補助率は、農業後継者親元就農支援事業補助金のほうが県から3分の1と、経営継承・発展等支援事業補助金のほうは、国から2分の1です。

また、歳入の部分林売払い収入は、木城町にあります部分林の契約期間の満了に伴う売払い収入と説明を受け、質疑に入り、委員から、大谷地区の農業用排水路について、以前から根本的な対応が求められていたが、今回の復旧工事で解決できるのかとの質疑に、今回は設計委託になるが、どこまで工事をやるべきかについても調べることとしている。測量の結果によっては、想定される雨水排水流量が多く、町道側の排水路の断面が不足しているとなれば、その部分についても併せて改修しなければならないかもしれないとの答弁でした。

次に、委員から、部分林売払いに関して、立ち木の樹齢はどの質疑に、昭和26年に木城町の町有林に高鍋町が植栽したもので、70年たったものであるとの答弁で、木城町の

町有林を借りて高鍋町が植栽した箇所があと4か所、80ヘクタールほど残っているとの説明も受けました。

次に、社会教育課です。公民館費委託費は、中央公民館にかかるもので、ITセンター構想基本計画策定事業業務の委託料で、企業版ふるさと納税を活用して広く住民にITを学ぶ環境を整備し、プログラミング等を学ぶ機会を創出するため、開講予定のIT講座にかかるパソコンの使用や台数、インターネット環境の構築、講座の運用等に関する計画策定を委託するためのものと説明。

埋蔵文化財係に係る会計年度任用職員の報酬の増額は、作業時間等が当初の想定よりも多く、試掘調査等の費用の不足が見込まれるためのものです。

次に、美術館費は、館内に設置している消防設備、機械室の煙センサー44か所中、3か所に不良箇所が見つかったための修繕と、受付で使用するレジスターが故障したことによる購入費です。

また、スポーツキャンプに備えて、防球ネット等の修繕費の予算計上があります。

質疑に入り、委員から、発掘調査に関する追加予算が出ているがとの質疑に、今回の予算計上は今後の開発事業に伴う試掘調査に遅滞なく対応するためのものであるとの答弁でした。

次に、委員から、企業版ふるさと納税を活用してIT講座を行うとの説明だが、どのような構想で行うのかとの質疑に、導入するパソコンの台数によって講座受講人数も変わるし、週に何回できるかなど、そのような講座運用計画のことも含めての業務委託になるとの答弁でした。また、対象者はとの質疑には、まずは中高生を考えているが、大人の方などにも開けるよう協議をしていきたいとのことでした。

最後に、教育総務課です。

まず、教育委員会庁舎Wi-Fi機器設置に関する予算、各校の新型コロナウイルス感染防止対策に関する備品購入、工事請負費減額補正は、西小の被服室のコンセント増設及び機械室キュービクル増設工事の工事執行残を減額補正するものと説明。

次に、西小の要・準要保護児童援助費は、10名ほど申請者が増加したことによる予算計上。東中プール改修工事費は、改めて詳細な現場調査を行った結果、より長く快適に使用できるようそれぞれの箇所に対応を行うもので、スクールサポートスタッフの追加配置は、西中に配置するもので、財源は県の補助10分の10です。

次に、西中浄化槽改修工事に伴う工事請負費の減額については、今年度中に改修工事をを行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症等の影響で納入できない資材等があることや、設計書に不備があることが判明したため入札を中止し、工事が先送りになったことによる工事請負費全額を減額補正するものと説明を受けました。

また、それに伴い、国庫補助金の歳入、町債についても減額補正。今後の対応につきましては、現在の設計を見直し、再度補助申請について国、県と協議を行う。設計を担当したひかり設計には、最後まで対応をしてもらう。設計の照査業務は、宮崎県建設技術推進

機構への委託を考えているとのことでした。

その他、給食室、給食センターの燃料費、光熱費の不足分、蒸気ボイラー等の修繕費の追加補正の予算計上があります。債務負担行為については、子どもたちが使うタブレットパソコンシステムの保守として、GIGAタブレットパソコン保守委託、中学校海外短期留学派遣事業委託は、令和4年度から6年度分の計上で、1回につき4人の中学生を派遣させるなどの説明を受け、質疑に入りました。

質疑に入り、委員から、西中浄化槽改修工事に伴う工事請負費の減額について、設計不備の内容はとの質疑に、横断図がない、GLがすべてゼロになっている、資材の単価が20%以上高騰しているものがある、工期の設定が短過ぎる等の指摘があったとの答弁でした。また、ひかり設計には最後まで付き合ってもらおうとのことだが、予算の追加はないのかとの質疑には、予算の追加はなく、今度の補助申請はどうなるかとの質疑には、令和5年度の工事着工に向けて再申請を行うとのことでした。

次に、委員から、各施設の老朽化への対応が追いつかないのでは、また人員が足りていないのではとの質疑に、施設の専門家がいなくて、対応が難しい状況になっている。今後は、宮崎県建設技術推進機構などの協力を得ながら進めていきたいとの答弁でした。

次に、委員から、債務負担行為の中学校海外短期留学派遣事業委託の内容を詳しくとの質疑に、1人81万円の経費で、各中学校2名、1回4名で計算、基金が4,800万円あるので、14年間行える計算でいるとの答弁で、実施は夏休みを利用して行うとのことでした。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第71号中の関係部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

これで、文教産業建設常任委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第69号高鍋町公園条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。事前に文教産業建設委員長に対しては、質疑の項目を渡してございますので、ゆっくりは読み上げますが、もし分からないところがあったら確認をしてください。

歳入関係で、しんきん通りの高鍋信用金庫からの指定寄附の内容は、どのようなものであるのか。歳出では、天神鶴・茂広毛平付線ほか2路線の側溝しゅんせつとありますが、これ以外にも要望は上がっていると考えますが、いかがでしょうか。また、来年の雨季や

ゲリラ豪雨時に関して側溝のしゅんせつをしておかないと道路に水が氾濫する恐れがある路線の調査は行ってきているのか、お伺いします。しんきん通りに関して、総括質疑の中の答弁で2,000万円ほどかかるとのことでしたが、住民意見の集約はできているのか、また、ますを減らしても歩道の幅は変わらないと思いますので、どこに植栽できるのかは、この際調査を行ったらどうかと思いますが、検討はできないのか。

城堀緑地の堤のかさ上げ工事に関して、どういう状況によって宅地への水が流れ込むのか。先ほどの報告の中では、道路に流入するということであつたんですけれども、宅地というか、その敷地内に入り込むのかどうか確認させていただきたいと思います。

地域政策課部分について、歳入について、蚊口浜環境整備に関しての寄附に関しては、寄附者の願いはどのようなものなのか、お伺いします。歳出に関して、歳入関係で観光寄附金による事業変更とあるが、その理由は何でしょうか。スポーツ合宿について、4団体があるようですが、コロナ禍にあり、相手方も大変だと思いますが、ワクチン接種及びPCR検査などについては要請していくのかどうか、お伺いします。

次に、農業政策課関係。歳入、歳出ともに関係あると思いますけれども、農業後継者に関して本当にありがたいことですが、継続しての後継者育成についての支援体制はどうするのか、お伺いします。農業後継者があるのは大変いいことです。しかし、しっかりと支援しなければ、また離農することがあるかもしれません。農業で着実に収入確保でき、給与所得者と同様にきちんと月々の収入が確保できる資金運用もしながら、帳簿作成及び将来の年金確保にまでしっかりと役場で支援する体制はできているのか、お伺いします。

次に、社会教育課。図書館の光熱水費が増とのことですが、補正理由に上げられている問題点については検討してきたのか、お伺いします。例えば、新しい空調設備にするなどと考えていく方向、電気代がどのように変化するのか。また、自動運転にすることにより電気代が節約になるかどうか、あらゆることを想定してきたのか。漫然とではなく、どうすれば利用者の方々が、古くても高鍋にしかないサービス提供がどのようにしたらいいのか、計画をしているのか、お伺いしたいと思います。

発掘事業に関しては、どのような法の下やらなければならないのか、確認をされたでしょうか。また、発掘しても、それが町政のため役に立つものにならないと、厳しい財政状況の中、町民から批判が出ると考えますが、どうでしょうか。また、発掘品の保管に関してはどうしているのか、お伺いします。

教育総務課の関係です。工事請負費の減額補正ですが、見積りとの差があり過ぎると思いますが、お伺いします。要・準要保護についての査定は、以前の質疑において寛容さがあるようですが、指針としてはどのくらいとなっているのか、お伺いします。

スクールサポートスタッフ配置事業に関して、わざわざ通勤手当の必要のない人の採用を予定していると書かれておりますけれども、人材確保が本当に大丈夫なのかどうか。また、それは短期間でも可能な人なのかどうか、確認をされたでしょうか。

西中学校の合併浄化槽のことは総括質疑でも聞きましたので、確認をするまでです。ま

さかとは思いますが、先ほどの報告では、コピペを行った業者、これを引き続きやっっていくということの報告がありました。設計をする人がいないと、県内にもなかなかいないという状況は私も当然存じておりますけれども、先ほど委員長報告のあったように、いろんなところから支援をしていただくことによって、多分できるんじゃないかなど。コピペを行った業者への設計、発注は、私はないものと思っておりましたので、質疑をそのように出しました。でも、報告の中で、その業者が引き続きするということですので、そのところはどのように対応していくのかという方向性に代えていきたいと思えます。

給食センターに関して、空調機設置して、働く人の環境はどのように変化してきたのか。また、建設して経過していることによる経年劣化状況は、どう調査しているのか。安心、安全な給食提供に支障はないのか、調査確認はどのようにしてきているのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） それでは、お答えいたします。

まず、高鍋信用金庫からの指定寄附の内容についてですが、高鍋信用金庫100周年記念事業の地域貢献として、しんきん通りの街路樹の整備の費用として寄附されたものです。

次に、しゅんせつ工事の要望と調査についてですが、要望があった場所には確認をして対応を行い、調査に関しましては、しゅんせつしなくてはならない側溝はほかにもありますが、全ての道路の側溝の調査が完了しているわけではありませんので、随時対応してまいりたいと考えているとのことでした。

次に、しんきん通りに関して、住民の意見の集約を行ったかと、植栽の調査についてですが、住民の意見集約はできておりません。植栽に関しては、現在、街路樹の本数が多く、車から歩行者への見通しも悪いため、安全等を考慮して街路樹を全体の約半分に減らしたいと思えます。また、街路樹を植える場合は、蓋タイプの施工となりますので、歩行者が歩く部分は若干広く感じられるようになると思われるとのことでした。

次に、城堀緑地のかさ上げ工事に関して、どういう状況によって宅地へ水が流れ込むかにつきましては、大雨のときに城堀の農業高校グラウンド南側の箇所が低く、その低い箇所から城堀にたまった水が道路にあふれ出て道路が冠水し、通行できなくなることが発生しています。先ほども言いましたが、今回の工事は、城堀で一番低い箇所で50センチほどのかさ上げが必要で、全体で70メートルほどのかさ上げ工事になるとのことでした。

次に、蚊口浜環境整備に関する観光寄附金の寄附者の要望についてですが、寄附者の代理人から、寄附者は町外在住のサーフィン愛好家で、海に関する事業での活用を希望していると聞いているとのことでした。

次に、歳出で、観光寄附金による事業変更とあるが、理由はとのことについては、4月にも同じ方から寄附があり、消耗品費に充当する予定としていたが、今回の蚊口浜周辺環境整備の実施に伴い、財源の一部として活用するとのことでした。

次に、スポーツ合宿のワクチン接種及びPCR検査等の要請についてですが、昨年同様、

各チームに対して文書にて感染症対策について依頼を行うとともに、選手、スタッフの事前検査や滞在中の体調管理に加え、ワクチン接種についても言及しておきたいとのことでした。

次に、農業後継者に対する継続的な育成、帳簿作成、将来の年金確保までの支援体制ができていないのかという質疑に対しましては、親元就農支援事業を活用した農業後継者に対しては、就農状況報告書による経営状況の確認、5年に一度、認定農業者の再認定時の農業経営改善等対策会議において、提出された計画書に基づき経営状況の確認をするなどして経営安定を支えており、帳簿作成に関することについては、JAの青色申告会において青色申告のサポートをする体制での支援、将来の年金確保にまでしっかりと役場で支援する体制はできていないのかということにつきましては、農業委員会農業委員、農業者年金受給者協議会の役員が家庭訪問するなどして年金への加入促進をする体制ができておりますとのことでした。

次に、図書館の光熱水費の増についての検討と利用者への高鍋にしかないサービスの提供の計画についてですが、補正予算に上げております空調設備の老朽化やコロナ対策としての換気などの問題については、現在行っております大規模改修工事により解決されるものと考えております。電気代についても、従来の空調設備は、使用しない部屋も含めて全館一斉に空調を入れなければなりませんでしたが、空調設備入替えにより部屋ごとの管理が可能となりますので、一定の節約効果はあるものと思われまます。

その他、トイレ改修等もございますので、利用者の方々の利便性は高まりますが、さらなる向上のため、図書館協議会等も活用しながら町の図書館としてあり方を検討してまいりたいとのことでした。

次に、発掘事業の法的根拠と発掘事業の役立て方、発掘品の保管についてですが、法的根拠は文化財保護法に規定されております。発掘事業の成果としては、現場見学会のほか、県の補助金を活用した大戸ノ口再整理事業に伴う展示会、講座などを実施し、今年度も予定をしております。また、昨年度の発掘の成果であります地下式横穴墓3Dデータ化は、将来的には出土品と合わせての展示や事業での活用ができるものであります。発掘品の保管につきましては、場所の確保等を含め、今後の検討課題の一つでもあります。金属類の出土品は県の考古博物館へ保管を依頼するなど適切な管理に努めておりますとのことでした。

次に、工事請負費の減額補正の額が見積りと差があり過ぎるのではということについてですが、恐らく西小学校のことだと思いますが、この工事は西小学校の家庭科室の電力不足を解決するために計画した工事です。当初予算計上時はキュービクルを増設して対応する計画でした。キュービクルは、高圧電気を受けるための金属ボックスです。予算については、給食センターのキュービクル増設工事を行った際の金額を参考に計上しておりましたが、今年度、工事実施に当たり、電気保安協会と現地調査を行ったところ、キュービクルの増設を行わなくても基盤内の容量増設で対応ができるということになり、結果的に既存

のキュービクル内の基盤工事だけで済んだため、設計額が大きく減額になり、今回減額補正したものです。

次に、要・準要保護についての査定について、寛容さがあるようだが、指針としてはどうなっているのかということについてですが、要・準要保護の基準は、町が独自で設定することになっております。本町では、基本的に国の補助事業であります特別支援就学奨励費の最低生活費を基準額として採用しております。収入が基準額の1.1倍以下の場合に認定することとしております。1.1倍を超える世帯についても、所得にて再度基準額との見比べを行い、それでも基準額を超える場合には、保護者に家庭状況などを詳しく聞き取った上で教育委員会に諮って認定、不認定の判断を行っているとのことでした。

次に、スクール・サポート・スタッフ配置事業の人材確保と勤務時間についてですが、今回追加配置を考えているスクール・サポート・スタッフについては、既に人材を確保しております。また、短期間であることもお伝えをしておりますとのことでした。

次に、西中学校の合併浄化槽の設計、発注の件についてですが、先ほども申しましたが、今回は設計業者に責任を持って最後まで対応していただきます。しかし、今後同様な案件があったとしても、今回の件の業者に関しましては、指定推薦は行わない方向で考えておりますとのことでした。

最後に、給食センターに関して、働く方の環境、施設の経年劣化の状況調査、安心・安全な給食の提供への取組についてですが、空調の整備前は、調理場内は30度を超える状況が続き、釜などの使用でさらに高温になる状況にありました。大量調理施設衛生マニュアルによりますと、施設は十分な換気を行い、高温多湿を避けること、温度は25度以内に保つことが望ましいと記載されています。空調を設置したことで室温25度程度で温度管理ができており、職場環境は改善されております。

次に、経年劣化調査についてですが、令和2年度に行った高鍋町学校施設等個別施設計画の劣化度調査では、健全度は高い状況にあるとの結果が出ています。しかしながら、建設して27年が経過しており、随所に劣化箇所が見受けられます。建物に関しては、外観目視や異常を発見したときに設備や電気等は保守点検業務委託者から報告があったときに適宜修繕等の対応を行っております。そして、安心・安全な給食の提供についてですが、厚生労働省が出しております大量調理施設衛生管理マニュアルを基に管理を行っております。東西小学校給食室、中学校給食共同調理場とも、毎年保健所の立入検査を受検しており、指摘事項もなく、問題なく運営ができております。ただ、調理器具等が古くなっているため、計画的に更新していく必要があると考えておりますとのことでした。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。先ほど答弁していただいた中で、ちょっと確認だけさせていただきます。

先ほど報告の中で、しんきん通りに関しての植栽問題について、要するに、するのは途

中までしかしないということ、後については、イチョウは切らないということで確認してよろしいでしょうか。何か、全体を切った上で、そこまでをヤマボウシを植えるのかなというふうに私は思っていた部分があったもんだから、委員長報告の中では、どうもそうじゃないような状況があって、私、以前に、もうずっと何年か前なんですけれども、イチョウは時間も経過している、大きくなっているイチョウもありますよねと。だから、あれを丸いまな板、高いまな板などにすると、イチョウの木というのは、まな板にすごくいいんです。だから、お箸についても、白くてきれいなんです。だから、これは需要が私はあるものだと思っているんです。

例えばそれを、申し訳ないんですけど、ふるさと納税の中で1点つけていくとか、いろんなこと、アイデアが出てくるんじゃないかなと思ったもんだから、それを以前には言ったことがあるんです。でも、今度の計画の中でそういうことも計画されているということを知って、これはよかったなと思っている部分ではあるんですけど、まだイチョウの木が残るのであれば、その残る部分の人たちが不満が出るんじゃないかなというふうにちょっと思ったもんだから再度ちょっと手を挙げさせていただいたんですが、そこについては、やはり審査の中ではどういうふうになってきたのかなということが知りたいというのが、まず一つです。

それからやはり、就農の支援です、これは5年に一度のいろんな支援をしているとか、JAの青色申告とか、農業委員とか、農業者年金の加入促進を行っているということ先ほど答弁をさせていただいたんですけど、この就農支援は、最初の3年間は勝負だと思うんです。そうしてあげないと、やはり農業に未来を切り開くというか、そういう状況が見えてこない、要するに家族形態というのは非常にきついです。その状況というのが、どういうふうに把握されているのか、執行部がどういうふうに把握されているのかということ意見を引き出していくというのが、まず文教産業建設常任委員会の皆さんの役割ではないかなというふうにちょっと私、思ったところがあったもんだから。

できれば具体的に、どういった支援を進めていけば、後継者が継続してずっとしてただけなのかということ。やっぱりそれが、そしてそのことが図らずも移住者を呼び込むことができる大きな手だてになるんじゃないかなというふうに思っていますので、できればその辺のところを。どんな委員会の話合いがあったのかということをお聞かせ願えればありがたいなというふうに思っております。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） お答えいたします。

まず、しんきん通りのイチョウの木の植栽についてですが、建設管理課のほうでイチョウを全部切りまして、そこから植栽をしていくという案もありましたが、やはり見栄えとかいろんなことも考えて、区間を区切って、切ったところには植栽をするという形で今回はこのような計画になりましたという説明はありました。

次に、就農者に関しましては、今回は、現在行っている支援についての質疑は行いまし

たが、これ以上の具体的な支援に関しては、今回はお聞きしておりません。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第68号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第68号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

国は、放課後に児童を健全に育成するために、当初は小学校1年生から3年生までの低学年のみを対応しておりました。当時は、木城には児童館が2か所設置されており、放課後に児童を預る仕組みがございました。しかし、町内にはなく、母親の皆さんから放課後対策事業、いわゆる児童館がなければ働けず、将来の子どもの教育費を確保できないとの署名などがあり、なでしこ保育園で引き受けていただき、児童館が建設をされました。

それから、東小区域にも何とかしてほしいとの要望を受け、教室を確保できるようになりました。このときは、黒木正建議員の一般質問が大きく作用したことを述べておきます。

このように、町民の願いをしっかりと捉え、一般質問などで拡大してきたことです。国は、小学校3年生までとした枠を拡大し、6年生までとしましたが、現実には要望者全員に対応できる状況でないことは報告がございました。施設や金額などの問題をはじめ、短い時間の勤務時間であるため、働く人、その人の確保が大変厳しい状況にあることが存在しております。町や議会とも、国へ予算枠の拡大を要望することなど、そして人材確保がしっかりと容易にできることなどを国へ働きかけることをお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第68号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって議案第68号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号高鍋町公園条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第69号高鍋町公園条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

これは、別の委員会での審査でございましたけれども、その報告によりますと、キャンプの利用者が大変増えていることについては、私も喜んでおります。しかし、あの地域は、本当に防風林としての意味を含め、様々な形で利用していく必要があるというふうには私も考えます。

しかし、いろんな施設をつくるときに、そこには単なる遊びとか、スポーツとか、そういうものではなく、安全、安心で使える施設、そういうものを設置していく必要がございます。それと同時に必要なことは、あそこを管理するために、もし指定管理者などが置かれる場合、そのときには、その指定管理者には厳しい条件をつけていく必要がございます。というのは、あそこを施設管理していくためには、いろんな形で、松の木の管理運営もがございます。そしてそのことと併せ、どういった形で利用していくのが一番いいのかということ、十分な論議とともに、あそこにお墓もございます。そのためには、やはり地域の皆さんとしっかりと手を携えた形での運営管理が必要になっていくと私は考えます。そのためには、やはりしっかりと事前の管理、運営、そのことについての仕組みをしっかりと構築していかなければ、また新たな問題を引き起こす引き金にもなりかねません。

皆さんの、私はそしてその公園条例の一部改正についての中で、様々なところの使用があります。その利用料金についても、私たちはしっかりと、利用する人の立場に立った利用料金の設定をしていくべきだと考えますし、そして育成団体であったり、いろんなことであったりする場合については、しっかりと方向性を定め、補助するなり何なり、そして取って、取らなければならないということについては、私はしっかりと取っていく方向はよろしいと思います。

しかし、やはりスポーツ合宿をはじめ、育成団体などがある場合については、そこは内部でしっかりと議論をしていただき、方向性を出していただくことをお願いして賛成いたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第69号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって議案第69号高鍋町公園条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第70号高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

執行部の説明では、具体的な内容が見えてきませんでした。しかし、それを残念に思っていますけれども、今回です。今回には、未来を担う子どもたちにAI時代をしっかりと対応できる人材を育成することというこの説明がございました。そのことについては非常に賛成をいたしますので、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第70号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって議案第70号高鍋町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）は、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

理由は、本年3月議会の予算でも反対しましたが、町債を補正する商工会館周辺駐車場整備事業費670万円は、商工会議所が商工会館を建設するために行われた工事費用です。商工会館の駐車場の整備費用を高鍋町が出すべきものではありません。当然、商工会議所が負担すべきものと考えます。この町債は、高鍋町にとって不必要な出費で、無駄な税金

の使い方と考えます。町債の670万円の起債補正については、あり得ないものとして認められません。よって、議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）は、反対といたします。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）に対して、反対の立場で討論を行います。

私は、今回の補正予算の中で、きちんと総務厚生常任委員会でもお話をさしあげました。福祉課から出されております、このわかば保育園の建設工事です。これは紆余曲折を経ながら、なるべく早い状況でしっかりとすべき事柄でしたけれども、設計者の対応によってやむなく後になったことは、これは本当に残念に思います。

しかし、そういう状況の中においても、このわかば保育園の建設に関しては、もっと慎重にする必要があったのではないかということを考えました。今回の補正予算で大きな予算が出ています。そして説明を受けたところ、これは事前にしっかりと調査をしていれば、かなり分かったことではないか。そして、当初の設計に組み込まれる必要があったのではないかということが、私なりに理解ができました。

このようなことで私は、いろんなことも含めて、今度は教育総務課のほうからも減額予算が出ております。コピペの問題を含め、確かに役場の職員の中に設計図を見たり、いろんなことを考えたりする人がいないということも、私たち本当に残念なことです。しかし、先ほども文教の委員長が報告されたように、いろんなところに問合せをしていけば、必ず道は打開できると私は考えています。自分たちだけで考えずに、いろんな人に相談をしていく、そういう姿勢があれば、これは事前に防げたことではないかなというふうに私は思います。

私は、わかば保育園の増改築工事に反対するものではありません。しかし、このことをきっちりと皆さんに申し上げておかなければ、あれが分からなかった、これが分からなかった、後で予算が追加される、このことを議会が黙って放置するということは私はいけない、そう考えただけです。

そして、私はいろんな説明を受ける中で考えたことは、やはり議会は最終的なチェック機関であります。そのチェックができるように、自分自身をしっかりと磨いていかなければならない、そういうことを今回の議会では大きく反省をさせられました。皆さんと一緒に、私も日々鍛錬していく、そのことを知った議会でもございました。だからこそ、これはあえて反対をして、町長以下職員の皆さんが、いろんな案件に真摯に前向きにしっかりと、この議案が大事なものである、どうしたらこの議案を通すことができるのか、そしてこの問題を解決するために、議員の皆さんの声に真摯に耳を傾け、本当にしっかりとやっていく姿勢があるのかどうかということの、そこが見えるような議会ではなかったか

と私は思います。

だからこそ今回の問題で、私はわかば保育園の工事に関して、確かに反対はします。それ以外にも、先ほど文教の委員長の報告があったように、例えばしんきん通りの問題、ヤマボウシに植え替える区間とイチョウの木を切らない区間とがあるということを知りました。そうなってきたら、イチョウの木を切らない区間の人たちは、それが分かった時点で明日から私にも電話が来ると思います。そうやってきたときには、私どうやって返事をすればいいんでしょう。やはり、町の計画に住民の声を生かしていく、どちら側を向いて政治をしていくのか、町政をしていくのか、もう一度執行部の皆さん、町長以下執行部の皆さんには考えていただきたい。上を見て政治をするんじゃない。執行するんじゃない。必ず町民目線に立って、町民の皆さんと一緒に、高鍋町をよくしていこうと、その気持ちがしっかりと表れていない限り、私は議案に賛成するわけにはまいりません。

今度の議会では様々な問題が露呈しました。私は、このようなことでひるむことはございませんけれども、私が誤解されたことについては非常に残念に思っている事柄もございます。しかし、チェック機関としての機能を果たすために、私もほかの議員の皆さんも日々努力をされていることは、ぜひしっかりと町長以下職員の皆さんには考えていただきたいと思いました。ぜひ、今度の議会をもとに、反省するべきところは反省し、そして力を尽くすべきところは力を尽くしていけるような、そんな町政になっていただきたいと思いい、反対の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第71号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって議案第71号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第67号

日程第6. 議案第72号

日程第7. 議案第73号

日程第8. 議案第74号

日程第9. 議案第75号

日程第10. 議案第76号

○議長（緒方 直樹） 日程第5、議案第67号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてから日程第10、議案第76号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上6件を議題といたします。

本6件は、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（後藤 正弘君） 令和3年第4回高鍋町議会定例会において、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第67号、第72号、第73号、第74号、第75号、第76号の6件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は12月8日、9日の2日間、審査は第1会議室にて行い、議長を除く13名の委員出席のもとに執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を受け、慎重審議を行いました。

初めに、議案第67号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

今回の一部改正の内容は、出産一時金に関するもので、産科医療補償制度における掛金の額の見直しに伴い、国民健康保険法施行令の一部が改正され、本町国民健康保険条例の第7条中、出産一時金を改正するものであると詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論なく、審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,860万5,000円を追加し、予算の総額を24億7,353万8,000円とするもので、歳出では、見込みに伴う療養給付費、高額療養費、高額介護合算療養費の増額、葬祭費の増額、疾病予防費では、重症化予防事業に伴うレセプト電算処理手数料が必要となり、疾病予防費で組む必要が生じたため、費目の組替えを行うこと。歳入では、普通交付金及び繰越金の増額である。また、国民健康保険事務処理標準システム導入委託、マルチマーカースystem保守業務委託の債務負担行為の設定を行うとのことで詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、葬祭費で30万円が補正されているが、申請があった分だけ支給されるのかの問いに、申請によって支給されるが、手続されない方には文書でお知らせをしているとの答弁でした。

委員より、高額医療費で一番高い医療費の病名はとの問いに、脊髄性筋萎縮症との答弁でした。

以上、質疑を打切り、討論はなく、審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正は、歳入歳出899万2,000円を追加し、予算の総額を5億4,028万5,000円とするもので、補正の主なものは令和2年度医療給付費負担金確定に伴う精算等で、返還金については一般会計に繰り出すとの詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論もなく、審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

です。

今回の補正は、令和4年度の施設維持管理等委託に伴う債務負担行為を設定するとの詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、運転管理委託についてはどのような資格が必要かとの問いに、下水道法第22条第2項に定める有資格者、酸素欠乏危険作業主任者等の資格が必要との答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論はなく、審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正は、歳入歳出の総額は変更なく、歳出において、保険給付費の費目内でのサービス費等を調整するもので、併せて高鍋町地域包括支援センター運営事業委託ほか10件の債務負担行為の設定を行うとの詳細説明を受け、委員より、施設介護給付費の施設介護サービス給付費負担金が支給実績に基づく調整減になっているが、どのような内容なのかの問いに、居宅介護福祉用具購入負担金、居宅介護住宅改修費負担金、介護予防サービス給付費負担金が今後の見込みで増額になるため、減額分を調整したものとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論はなく、審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第76号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ12万円を追加し、総額を2,107万円とするもので、補正の内容としては、令和2年度の確定申告による消費税の納付に伴い不足となる当該予算の増額で、歳入では一ツ瀬川雑用水基金繰入金の増額との詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論もなく、審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案についての御報告といたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第67号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第67号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

少子化は止まるところがありません。一部では、日本は8,000万人の人口がよいとも言われ始めております。しかし、子どもを産み育てる環境は日々厳しい状況です。

まず、産婦人科の減少をはじめ、環境変化のもとで子どもを授かる確率の低さも問題のようです。このたび、保険の減額分を出産育児一時金へということのようですが、できればもっと引き上げてほしいと願うのみです。そういう気持ちを込めて賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第67号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって議案第67号高鍋町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって議案第72号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって議案第73号令和3年度高鍋町後

期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって議案第74号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって議案第75号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって議案第76号令和3年度高鍋町一

ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議員派遣の件

○議長（緒方 直樹） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これを御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第12. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（緒方 直樹） 日程第12、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これを御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第13. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（緒方 直樹） 日程第13、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これを御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第14. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（緒方 直樹） 日程第14、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活

動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（緒方 直樹） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

令和3年第4回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時41分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員